

小型無人飛行機（ドローン）運用開始

1 運用開始

平成30年1月17日(水)

2 導入目的

原子力災害時等において、避難経路の使用可否の把握、住民の搜索等の情報収集を行うことを目的として、ドローン2機(県庁1機、県警本部1機)を導入。

3 運用方法

ドローンの運用実績があり、操縦技能を有する職員が在籍している林業試験場を航空基地として、平時の機体管理及び操縦技能の維持・向上を図る。

災害時は災害対策本部等からの指示により、林業試験場から機体及び操縦者を現地へ派遣し、情報収集を行う。

4 機体概要

機種: MATRICE 200series M200

製造: DJI社

搭載カメラ: ZENMUSEX4S(DJI社製)



【仕様(カタログ値)】

- ・寸法(アーム展開時) 887×880×378mm
- ・重量(バッテリー含む) 約3.8kg
- ・最大飛行時間(ペイロードなし) 27分
- ・最大速度 約60km/h



地域防災計画、避難計画の実効性の向上

原子力災害対策指針の改正を含めて、平成29年度に改正予定

【Plan】

- 地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正(H27.8.24)
- 社会福祉施設、医療機関等の避難計画策定

計画策定(※)
(平成27年度修正)

平成29年度分の
修正に反映

【Action】

- 計画の見直し
 - ①原子力災害医療体制の見直し
 - ②訓練の実施、検証結果に伴う修正部分



訓練記録



訓練記録DVD

【Do】

- 原子力防災訓練(11.14、19)
 - ①避難実施状況の情報収集及び住民への情報発信機能の検証
 - ②新たに整備する大型車両除染用資機材等の検証
 - ③避難行動要支援者(障がい者)避難に係る検証
 - ④実動機関との連携
 - ⑤住民や外国人等へのわかりやすい広報の実施

平成27年度修正
計画の検証(※)

※細部マニュアル等については、新たな事項を反映し、それに基づき検証を実施

【Check】

- 原子力防災訓練等の検証
- 原子力安全顧問等の意見の反映
- 住民からの意見(パブリックコメント等)

4 放射線防護対策の実施



①

鳥取県済生会境港総合病院
(境港市米川町44)
区域内面積: 418㎡
区域内定員: 64人
島根原発からの距離: 20.2km

20km

②

光洋の里【障害者支援施設】
(境港市渡町2480)
区域内面積: 514.13㎡
区域内定員: 70人
島根原発からの距離: 18.7km

30km

【平成29年度補正で放射線防護対策施設として追加整備】

ゆうとぴあ【介護老人保健施設】
(米子市河崎581-3)
区域内面積: 2,754㎡(予定)
区域内定員: 約200人(予定)
島根原発からの距離: 29.7km

③

弓浜ホスピタウン【老人保健施設】
(米子市大崎1511-1)
区域内面積: 2,185㎡
区域内定員: 70人
島根原発からの距離: 26.2km

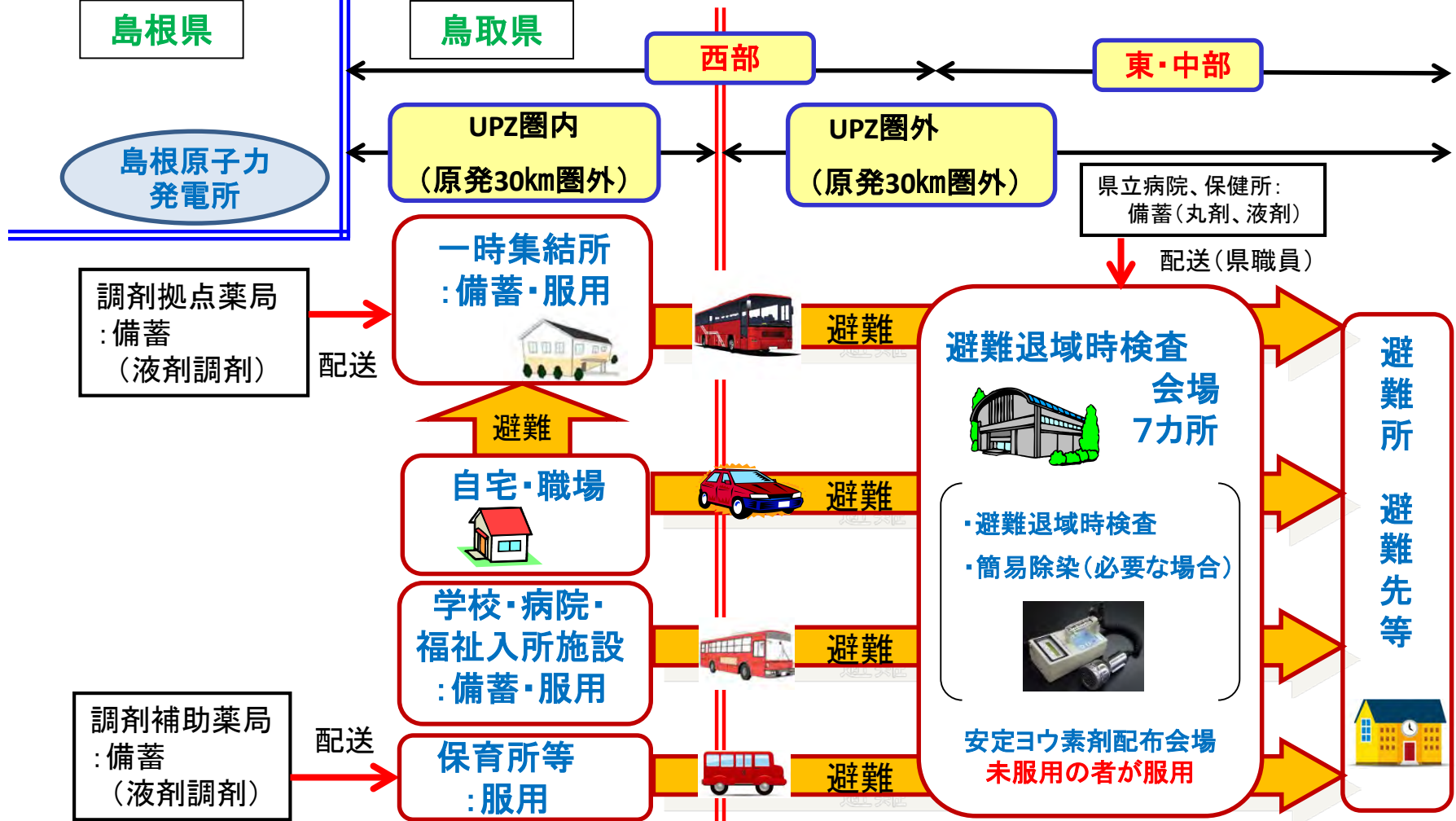
⑤

鳥取大学附属病院
(米子市西町36番地の1)
島根原発からの距離: 31.9km
※原子力災害拠点病院として整備

④

5 安定ヨウ素剤の備蓄等

地域住民の全人口の2～3日分を一時集結所等に備蓄。さらに児童生徒用を小中学校に備蓄。なお、平成30年度よりUPZ内で事前配布を希望する住民に対して配布を行う。



- ・ 米子市(UPZ圏内)・境港市の各一時集結所(公立学校、公民館等)に、住民用の安定ヨウ素剤を備蓄。
- ・ 学校(住民分のほか児童・生徒分)、福祉入所施設、病院、調剤拠点薬局等、各保健所(避難退域時検査会場分等)にもそれぞれ備蓄。
- ・ 幼児・児童・生徒の保育所・学校からの避難(平日の昼間)について、**基本は、保護者の引取り及び家族等と一緒に避難**である。
- ・ **服用は、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣)又は地方公共団体の指示により行う。**

6 原子力災害時の医療体制

原子力災害時においても、医療提供体制等を確保するとともに汚染の疑いのある傷病者に対して、応急処置や治療、放射性物質の汚染状況の検査等を行います。

鳥取県内では、その機関の役割及び専門性に応じて原子力災害医療機関等を指定し、緊急時の医療体制を確保しています。(高度被ばく医療センターは国により指定)

＜本県の被ばく医療体制＞

区分	指定病院等
原子力災害医療協力機関	14病院（境港総合病院、県立厚生病院、鳥取赤十字病院等）
原子力災害拠点病院	2病院（鳥大附属病院、県立中央病院）※ホールディングアウト整備
高度被ばく医療センター	1機関（広島大）

※平成30年3月15日に指定及び登録



移動式ホールボディカウンタ車の運用開始

1 運用開始

平成30年2月16日(金)

10t車両を改造

全長10.8m×全幅2.55m
×全高3.8m



2 導入目的

島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターにおいて原子力災害が発生した場合に備え、老朽化した現在の車両を更新し、災害発生後の住民の検査(被ばく線量の把握)を適切に行う体制を整備するもの。(現在の車両は、福島第一原子力発電所事故時に福島県へ貸出しや福島県から鳥取県へ避難してこられた人の検査実績あり。)

3 運用方法

原子力災害が発生した際、避難退域時検査会場での避難者の被ばく検査を実施する。
また中部・東部地区等の住民避難所等で、県民の健康調査を行う。

4 機体概要

- ホールボディカウンタによる内部被ばくの有無を約2分で測定。(従前は5分程度)
- 体表面モニターによる外部被ばくの有無を約1分で測定。
- 車両及び発電機用として、300ℓの燃料タンクを有し、24h以上の連続測定活動が可能。
- バックグラウンド放射線の高いエリアでも正確な測定ができるよう厚さ5cmの遮蔽材(鉄製)を車両下部等に設置。(従前は遮蔽材なし)
- 子どもも測定できるよう、体表面モニターにはハンディータイプの測定器を設置し、ホールボディカウンタには高さ調整用の椅子を設置。(従前は子どもの測定は難しかった。)